

○国土交通省告示第六十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第三項第二号イの規定に基づき、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修等を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イの建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修等を定める告示

- 一 建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イの規定に基づき、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を次のように指定する。
 - イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十八条の規定による研修
 - ロ 税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るものとして所属税理士会が認定する研修
- 二 建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号イの規定により、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたものを次のように定める。
 - イ 公認会計士であつて、第一号イに規定する研修を経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの
 - ロ 税理士であつて、第一号ロに規定する研修を経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講したもの

附則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。